

## 吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2023 年 2 月 22 日

株式会社チェンジ

2023年2月22日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号  
株式会社チェンジ  
代表取締役 福留 大士

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社チェンジ  
代表取締役 福留 大士

株式会社チェンジ（本店所在地：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号）（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社チェンジ（2023年1月17日付で「株式会社チェンジ分割準備会社」より商号変更。）（本店所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号）（以下「承継会社」といいます。）は、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社の営む事業のうち、NEW-IT トランスフォーメーション事業に関する権利義務を、分割会社から承継会社に対して承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととし、2023年1月16日付で吸収分割契約を締結いたしましたので、次のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容

別添1の吸収分割契約書のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

本件分割に際しては、承継会社は、分割会社に対して、承継会社の株式その他の資産の割当てを行いません。

3. 承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別添2の貸借対照表をご参照ください（承継会社には最終事業年度がないため、計算書類等の内容ではなく、承継会社の成立の日における貸借対照表の内容となります。）。

(2) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

当該事項はございません。

(3) 承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産

の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
当該事項はございません。

#### 4. 分割会社に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。  
最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容 当該事項はございません。

##### (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 当該事項はございません。

#### 5. 効力発生日後における債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本件分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本件分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本件分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

別添1 吸収分割契約書

次ページ以降をご参照ください



# 吸 収 分 割 契 約 書

株式会社チェンジ

株式会社チェンジ分割準備会社



## 吸収分割契約書

株式会社チェンジ(以下、「甲」という。)及び株式会社チェンジ分割準備会社(以下、「乙」という。)は、第 1 条に定める甲の事業を乙が承継する吸収分割(以下、「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

### 第 1 条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、本契約第 7 条に規定する本会社分割がその効力を生ずる日(以下、「本分割効力発生日」という。)をもって、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、甲が NEW-IT ユニット及び Next Learning Experience ユニットで営む事業(以下、「本対象事業」という。)に関して有する本契約第 5 条第 1 項所定の権利義務(以下、「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

### 第 2 条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

甲(吸収分割会社)

商号：株式会社チェンジ

住所：東京都港区虎ノ門三丁目 17 番 1 号

乙(吸収分割承継会社)

商号：株式会社チェンジ分割準備会社

住所：東京都港区虎ノ門三丁目 17 番 1 号

### 第 3 条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

乙は、本会社分割に際して、乙が本契約第 5 条第 1 項に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

### 第 4 条 (本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等)

乙が本会社分割により増加すべき資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。但し、本分割効力発生日における本対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 資本金   | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

#### 第5条 (承継対象権利義務)

- 1 甲は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務を、本分割効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

#### 第6条 (分割承認株主総会等)

- 1 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による本契約の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項及び第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による本契約の承認を得ることなく本会社分割を行う。

#### 第7条 (本分割効力発生日)

本分割効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本会社分割の手續の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第8条 (対抗要件具備等及び費用負担)

- 1 甲及び乙は、本契約第5条第1項に基づく乙による本件権利義務の承継に関し、登記、登録、通知、承諾その他の手續を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、相互に協力してその手續を行うこととする。
- 2 前項に定める手續に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、乙がこれを負担する。

#### 第9条 (競業禁止義務)

甲は、本分割効力発生日後においても、本対象事業について法令によるか否かを問わず、競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第10条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後本分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本対象事業又は本対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明した場合その他本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

#### 第11条 (準拠法)

本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。

第12条 (裁判管轄)

甲及び乙は、本契約の履行又は解釈に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

2023年1月16日

甲：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号  
株式会社チェンジ  
代表取締役兼執行役員社長 福留 大士



乙：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号  
株式会社チェンジ分割準備会社  
代表取締役 福留 大士





承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日における次の資産、債務、契約(雇用契約を除く。)、及び、雇用契約、並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 承継する資産

- (1) 本対象事業に専ら属する売掛金、未収入金、その他の流動資産(対応する役務若しくは商品の提供又は受領が本分割効力発生日の前日までに完了したものを除く。)
- (2) 本対象事業に専ら属する建物及び建物附属設備
- (3) 本対象事業に専ら属する工具、器具及び備品
- (4) 本対象事業に専ら属するソフトウェア
- (5) 本対象事業に専ら属する商標権、システム利用権、販売権等の無形固定資産及び知的財産権
- (6) (1)乃至(5)に掲げる資産のほか本対象事業に専ら属する一切の資産

2. 承継する契約等(雇用契約を除く。)及び権利義務

本対象事業に専ら属する契約等における契約上の地位及びこれに基づく付随する一切の権利義務(対応する役務若しくは商品の提供又は受領が本分割効力発生日の前日までに完了した売掛金及び買掛金を除く。)

3. 承継する負債

- (1) 本対象事業に専ら属する買掛金、未払金、その他の流動負債(対応する役務若しくは商品の提供又は受領が本分割効力発生日の前日までに完了したものを除く。)
- (2) 固定負債  
本対象事業に専ら属する固定負債

4. 承継する雇用契約

本対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

以 上

別添2 承継会社の成立の日における貸借対照表

設立時貸借対照表

(2022年12月23日現在)

株式会社チェンジ

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
未収入金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	純資産合計	10,000,000